

昭和 20 年 住 宅 統 計 調 査

調 査 の 目 的—昭和23年住宅調査を実施して以来住宅の現在戸数及び居住密度に関する資料が整備されていないので、市部について住宅統計調査を行い、これらの事項と共に特に住宅の内容、設備及び腐朽破損の程度を調査することによつて住宅不足の状況を把握し、もつて住宅建設計画及び生活改善等の諸施策の基本資料としようとするものである。

調査の時期及び範囲—昭和28年9月1日午前零時現在により、昭和28年6月1日現在の全国各市の調査のために指定された地域に現在する住宅について調査する。

調 査 事 項—建物について階数、建て方、住宅の種類、世帯数及び世帯人員、居室の数及び畳数、構造、腐朽破損の程度、建築の時期、所有関係、台所、給水設備、排水設備、便所の有無、及び専用共用の別

五調査単位のうち一調査単位について世帯主の職業及び従業上の地位、家賃又は間代

調 査 方 法—全国各市のうち昭和25年国勢調査区が600以上の市（本県には該当なし）については、その調査区を1/2の割合で抽出し、その抽出された調査区を二分し、それ以外の市については、その調査区を1/3の割合で抽出し、その抽出された調査区を三分し、それぞれその一分割区域内にあるすべての調査単位について調査する。調査は、調査単位約200戸につき一名の調査員（本県では112名）の聞きとり調査の方法により連記式の調査票を用いて行われた。

結果表（推計数の算出）—抽出集計された実数に人口比を乗じる、単純比推計の方法による。

(1) 一般集計の分

(イ) 各 市

$$\text{標本地域（甲及び乙）集計実数} \times \frac{(\text{市の調査期日人口}) - (\text{標本地域（丙）の調査期日人口})}{\text{標本地域（甲及び乙）の調査期日人口}}$$

(ロ) 市 部 計

(イ)によつて算出された各市の数字を合算した。

(2) 抽出行集計の分

$$\text{標本地域（甲及び乙）の集計実数} \times \frac{\text{県の調査期日人口} - \text{標本地域（丙）の調査期日人口}}{\text{標本地域（甲及び乙）の調査期日人口}} \times 5 + \text{標本地域（丙）集計実数} \times 5$$

このうち、県の人口には(1)で用いた各市の人口を合算したのを用いた。

結果表の数字は以上のようにして算出した結果を次のように4捨5入したものである。

(1) 一般集計の分

10,000以上の数 100位を4捨5入して1,000位まで
 1,000~10,000の数 10位を " 100位まで
 1,000~未満の数 1位を " 10位まで

(2) 抽出行集計の分

10,000以上の数 100位を4捨5入して1000位まで
 10,000未満の数 10位を " 100位まで

本表の数字は以上のようにして算出表章されたものであるから、各項目の数字の合計は必ずしも合計欄の数字に合わない。又、各市の数字の合計も市部計の数字と必ずしも合わない。

なお推計数字である本表の数字は標本誤差を含んでいる。その大きさは大体下表程度と思われる。

推計住戸数又は 推計世帯数	一 般 集 計 の 分		抽 出 行 集 計 の 分	
	推計数の標準誤差	推計数の標準誤差係数	推計数の標準誤差	推計数の標準誤差係数
1 000 000	6 600	0.0066	8 800	0.0088
700 000	6 000	0.0085	8 400	0.012
500 000	4 800	0.0095	7 000	0.614
300 000	3 900	0.013	5 700	0.019
200 000	3 200	0.016	4 600	0.023
100 000	2 200	0.022	3 000	0.030
70 000	1 600	0.026	2 500	0.036
50 000	1 500	0.030	2 100	0.041
30 000	1 100	0.036	1 600	0.051
20 000	800	0.041	1 100	0.057
10 000	500	0.050	700	0.070
7 000	380	0.054	530	0.076
5 000	300	0.059	440	0.088
3 000	200	0.068	290	0.095
2 000	170	0.085	240	0.12
1 000	120	0.12	170	0.17
700	94	0.14	147	0.20
500	85	0.17	120	0.24
300	63	0.21	87	0.29
200	50	0.25	70	0.35
100	36	0.36	50	0.50
70	32	0.45		
50	27	0.54		
30	20	0.67		

4. 住宅の畳数及び1人当り畳数及び住宅数(市部)

1人当り畳数 1戸の畳数	1人当り畳数												
	総数	1.0未 畳満	1.0~1.4	1.5~ 1.9	2.0~ 2.4	2.5~ 2.9	3.0~ 3.4	3.5~ 3.9	4.0~ 4.9	5.0~ 6.9	7.0~ 9.9	10.0畳 以上	
総数	127 000	1 500	7 700	15 000	20 000	15 000	16 000	9 800	17 000	15 000	6 600	3 900	
6畳未満	4 200	800	900	940	740	80	160	—	520	60	—	—	
6~8畳	16 000	590	3 400	3 100	3 100	1 500	1 700	250	910	850	430	—	
6~11	22 000	120	2 300	5 300	4 000	3 000	2 200	1 700	910	1 300	300	370	
12~14	24 000	10	830	3 100	5 800	3 300	2 900	1 500	3 700	1 400	700	570	
15~17	17 000	10	180	1 500	2 600	2 700	3 000	1 100	2 000	2 100	1 100	350	
18~20	14 000	—	50	610	1 800	2 100	2 400	1 600	1 900	2 000	570	530	
21~23	7 800	—	10	190	800	940	1 100	1 300	1 400	1 000	640	350	
24~29	11 000	—	20	120	570	1 100	1 700	1 400	2 800	2 300	940	400	
30~35	6 000	—	10	20	130	260	610	610	1 400	1 900	610	510	
36~47	4 300	—	—	10	30	70	250	270	920	1 600	750	400	
48~59	1 100	—	—	—	—	10	20	20	80	370	350	190	
60畳以上	440	—	—	—	—	10	—	10	10	90	130	180	

5. 主世帯の世帯人員及び世帯主の畳数別住宅数(市部)

1戸の畳数 世帯人員	1戸の畳数												
	総数	6未 畳満	6~8	9~11	12~14	15~17	18~20	21~23	24~29	30~35	36~47	48~59	60畳 以上
総数	128 000	5 200	18 000	22 000	24 000	16 000	13 000	7 300	11 000	5 500	3 900	990	370
1人	4 600	1 000	1 500	750	600	380	200	70	90	40	10	—	—
2	13 000	1 400	3 400	2 500	2 300	1 200	1 000	310	330	170	60	30	20
3	19 000	1 200	4 100	4 100	3 900	2 100	1 300	660	660	320	190	30	30
4	22 000	790	3 500	4 600	4 500	3 000	1 800	1 000	1 200	510	280	110	20
5	22 000	470	2 900	4 200	4 600	3 100	2 400	1 300	1 700	840	500	90	60
6	18 000	270	1 600	3 100	3 600	2 600	2 300	1 200	1 800	910	550	140	30
7	13 000	120	760	1 800	2 400	1 700	1 600	1 000	1 600	860	710	180	60
8	8 000	20	370	800	1 200	980	1 200	670	1 200	820	590	120	40
9	4 700	10	90	360	670	550	690	460	900	420	360	160	40
10人以上	4 600	—	60	160	410	440	580	480	970	600	720	120	70

6. 所有の関係及び1人当り畳数別住宅数(市部)

1人当り畳数 所有関係	1人当り畳数												
	総数	1.0未 畳満	1.0~1.4	1.5~ 1.9	2.0~ 2.4	2.5~ 2.9	3.0~ 3.4	3.5~ 3.9	4.0~ 4.9	5.0~ 6.0	7.0~ 9.9	10.0畳 以上	
総数	127 000	1 500	7 700	15 000	20 000	15 000	16 000	9 800	17 000	15 000	6 600	3 900	
持家 自己宅地	87 000	670	4 300	9 000	13 000	11 000	11 000	7 600	12 000	11 000	4 900	2 900	
借家 自己宅地	47 000	180	1 600	3 500	6 100	5 900	5 900	4 500	7 300	7 300	3 100	1 900	
借家 民営	40 000	490	2 700	5 500	6 700	4 700	4 900	3 100	4 800	4 000	1 800	960	
借家 公営	34 000	830	3 200	5 200	5 800	4 000	4 400	1 800	3 500	2 800	1 300	780	
借家 公営	29 000	820	2 800	4 300	4 900	3 100	3 800	1 500	3 100	2 400	1 300	650	
借家 公営	5 200	10	390	920	990	930	650	270	420	390	40	130	
給与住宅	6 200	30	230	600	1 000	680	880	430	920	780	340	170	

(註) 畳数……居室の畳数で(畳が敷いてなくても、一坪を二畳の割合で計算)あつて、居室以外の室例えば台所、便所、浴室、廊下などは畳数に算入しない。
 主世帯……一住宅に二世帯以上が居住しているとき、その住宅を所有又は借りている世帯をいう。
 持家(自己宅地)……その主世帯が住宅も敷地も所有しているもの(登記の有無に関らず又分割払等で支払未了のものも含む)
 借家……その主世帯が住宅だけを所有し、敷地は他から借りているもの。
 借家……その世帯が国、県、市の所有又は管理する住宅を借りて、且つ給与住宅でないもの(公営)それ以外の場合を民営、
 給与住宅……会社、団体、官公庁等が所有管理していて、その職員、労務者を職務の都合上又は給与の一部居住させている住宅

7. 住戸の種類及び1戸当り室数1戸当り畳数及び1人当り畳数

市 部	総 数			住 宅									寄 宿 舎、下 宿 屋		
				住 宅 総 数			専 用 住 宅			併 用 住 宅			非 住 宅		
	1戸当り室数(1)	1戸当り畳数	1人当り畳数	1戸当り室数	1戸当り畳数	1人当り畳数	1戸当り室数	1戸当り畳数	1人当り畳数	1戸当り室数	1戸当り畳数	1人当り畳数	1戸当り室数	1戸当り畳数	1人当り畳数
千 葉 市	3.0	16.5	3.2	3.0	16.5	3.2	2.8	15.0	3.1
船 橋 市	2.7	15.3	3.1	2.7	15.4	3.1	2.6	14.3	3.0	3.2	19.3	3.4	1.5	13.7	2.9
船 橋 市	3.0	14.6	2.7	3.0	14.7	2.7	2.7	13.2	2.6	3.8	18.4	2.9	1.4	6.3	1.7
船 橋 市	3.1	17.2	3.3	3.2	17.2	3.3	3.2	16.9	3.4	3.2	18.2	3.0	2.0	21.1	2.9
船 橋 市	2.8	15.3	2.9	2.8	15.3	2.9	2.7	14.1	2.8	3.3	19.5	3.2	2.7	14.7	2.4
船 橋 市	3.1	18.0	3.8	3.1	17.9	3.8	3.0	17.0	3.8	3.4	20.7	3.8	2.5	24.3	2.5
木 更 津 市	2.9	17.3	3.4	2.9	17.4	3.4	2.3	13.1	3.0	3.5	22.0	3.8	1.2	8.3	2.4
野 田 市	3.0	16.6	3.1	3.0	16.6	3.1	2.8	14.6	3.0	3.3	20.6	3.3	1.6	15.5	2.5
佐 原 市	2.8	16.0	3.0	2.8	16.0	3.0	2.8	14.9	3.0	3.0	18.5	3.2	2.0	9.7	2.0
佐 原 市	3.5	21.1	3.7	3.5	21.1	3.7	2.8	16.1	3.4	3.9	24.7	3.8	1.5	8.0	8.0
佐 原 市	3.4	19.4	3.7	3.4	19.6	3.7	3.2	18.3	3.6	3.8	22.1	3.8	1.6	8.2	2.1

8. 台所、給水設備、便所の使用区分別住宅数

市 部	専 用			共 用			な し		
	台 所	給 水 設 備	便 所	台 所	給 水 設 備	便 所	台 所	給 水 設 備	便 所
	千 葉 市	116 000	87 000	116 000	5 700	34 000	11 000	5 300	6 400
船 橋 市	25 000	19 000	25 000	720	7 300	2 400	1 600	920	
船 橋 市	12 000	9 000	13 000	60	2 900	720	1 300	1 500	
船 橋 市	19 000	15 000	19 000	2 100	5 900	2 600	60	370	
船 橋 市	17 000	11 000	16 000	1 300	7 000	2 500	380	350	
船 橋 市	7 600	5 700	7 500	230	1 400	410	10	790	
木 更 津 市	7 000	5 500	6 700	660	1 900	930	10	200	
野 田 市	9 800	5 900	9 300	240	3 100	860	140	1 200	
佐 原 市	6 200	5 300	7 300	140	2 100	300	1 300	140	
佐 原 市	6 600	4 500	6 700	30	1 600	220	280	850	
佐 原 市	5 800	5 600	5 900	220	620	290	170	30	

9. (抽) 職 業 別 住 宅 の 状 況

総 数	業 主					一 般 の 雇 用 者							官 公 的 雇 用 者		無 職 者	不 詳
	農 水 業	林 産 主	鉱 建 業	工 設 主	販 売 サ ー ビ ス 業 主	そ の 他 の 業 主	会 社 団 体 の 役 員	専 門 的 技 術 的 及 び 事 務 的 従 業 者	技 術 的 及 び 事 務 的 従 業 者	工 設 作 業 者	運 輸 従 業 者	販 売 サ ー ビ ス 従 業 者	そ の 他 の 賃 金 者 労 力 者	技 術 的 及 び 事 務 的 公 務 従 事 者		
世帯数	129 000	23 000	11 000	17 000	3100	2800	19 000	20 000	2500	5100	3300	9 600	3500	8 400	100	
世帯人員数	646 000	148 000	59 000	90 000	15000	16000	87 000	94 000	11000	21000	17000	43 000	15000	28 000	300	
世帯員数	2 094 000	531 000	161 000	277 000	63000	75000	308 000	230 000	30000	68000	37000	153 000	39000	122 000	600	
危険又は修理不能要修理不要	3 300	500	400	400	0	—	200	800	100	100	200	100	200	300	0	
持家	88 000	22 000	8 100	13 000	2 300	2 300	11 000	11 000	1 300	2 400	2 300	5 000	1 600	5 600	0	
自己宅地借	47 000	19 000	3 800	6 500	1 300	1 200	4 300	4 100	500	600	800	2 400	600	2 400	—	
借家	41 000	3 200	4 300	6 800	1 000	1 200	6 400	7 200	800	1 700	1 500	2 600	1 000	3 200	0	
借家給与住宅	31 000	700	2 500	3 400	700	400	5 400	6 800	900	2 400	800	3 200	1 300	2 200	—	
住宅総数	6 600	0	0	0	0	100	2 900	1 400	200	200	0	1 000	500	100	0	
住宅総数	126 000	23 000	11 000	17 000	3 000	2 800	19 000	20 000	2 400	5 000	3 200	9 200	3 300	7 900	100	

(註) (1) 居室の数で居住のために使用し、就寝に供し得るもの例えば居間、茶の間、寝室、食堂、客間、仏間、応接室、書斎、女中部屋である。
 台 所……本来台所として使用できる場所であつて、縁側の一隅の流しや、出窓等を利用した単に排水設備があるだけのものは含めない。
 給水設備……水道、井戸(ポンプ)を含む等の施設で、小川、箕の水、雨水を使用していても、そのための特別の設備があれば、これを含める。
 職 業……この職業分類は昭和28年住宅統計調査の結果表章のためのものであつて、職業分類に従業上の地位を加味したものである。